

議案第103号

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、規定の整備を図る
必要があるので、本案を提出する。

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷
区条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5
項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。た
だし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第2項第7号の申請に係る同項の規定による届出
及び協議は、施行日前においても行うことができる。